

講習事項の一部免除について

次の方は、申請により講習事項のうち、「屋外広告物の施工に関する事項」の受講を免除します。

- 1 建築士法第2条第1項に規定する建築士の資格を持っている方
- 2 電気工事士法第2条第4項に規定する電気工事士の資格を持っている方
- 3 電気事業法第44条第1項に規定する第1種電気主任技術者免状、第2種電気主任技術者免状又は第3種電気主任技術者免状の交付を受けている方
- 4 職業能力開発促進法に基づく職業訓練で帆布製品製造に係るものを修了した方、同法第28条第1項に規定する職業訓練指導員免許で帆布製品科に係るものを受けた方又は同法第44条第1項に規定する技能検定で帆布製品製造に係るものに合格した方

講習科目の一部免除を希望する方は、上記資格を有することを証明する書面の写しを添えて、「受講一部免除申請書」を提出してください。